

前相生町横濱市野野原の日に二會合の事と議善後案の関しての書表ニ提出せし
要約条件中其一節ヲハトモ承認ヲ依願シ解決ニ努ムルノ事トノ議決ヲ爲
シ左ノ會合ヲナシ會社側ニ折衝スルト共ニ他ノ工場ニ対シテモ交渉ヲ加ム
ルコトヲシテ各一時解散セリ

申 入 事 項

- 一 筆議解決ノ一方否トシテ十九日造船工作部工場長及社長三百名各
ノ會合ヲ催スコト
- 二 右協議ノ結果ヲ立寄ルン會社側ニ會見ヲ申出ルコト
- 三 會社重役ニシテ工場長 佐長 守部トノ會見ヲ許ヤル時ハ更ニ
季ノ身ヲ選任交渉セシムルコト
- 四 送出セシタル文情未トモ、誠首ヲ爲カサルコトヲ先ツ會社重役ニ
申出テ承認ヲ求メ置クコト 右ノ委員ヲ誠首ノ如キ曉ニハ全
部三百名直退ヲ共ニスルコト
- 五 本日午四時ヨリ友愛會支部ニ於テ開催スル最高幹部會ニ對
シ我々ノ協定ヲ項ヲ社長ノ中塚純一ヲシテ通告セシメ若シ友
愛會ノ幹部等ニ於テ飽足我々ノ穩健ナル主張ヲ容レズ觀
下ノ如キ状態ヲ継続スル方針ナルニ於テハ斷然將來提擧ヲ斷
テ工場長佐長等ハ結束シテ隨之ニ自由行動ヲ執ルコトヲ旨
明スルコト (以上)

會社の十九日會合ニ支拂當日ノ混雑ヲ考慮シ賃金ハ便於表紙郵便
トシ別ニ會社休業ノ理由及職工ノ文者ヲ促シタル書面ヲ添テ十九日
付ヲ以テ發送セリ、書面中「未トモ五日より穩かに就業せらるん
ことを希望す、休業中會社は特ニ手當として各自は終
の半額を支給することとせし」か去りし二十一日も還りても
高工場の秩序恢復するの見込なきとせば是もはや更ニ
引續き休業するのみならず此の場合には手當を支給